

必要事項の公告の方法に関する改正に伴う規約変更について（追補2）

2023年10月6日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和5年政令第300号）、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第129号）が公布されました。（施行日：2023年10月16日）

これにより、企業年金基金が行う公告について、インターネットによる公告が義務付けられるとともに、インターネットによる公告の具体的な方法が定められました。

ただし、「基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、自動公衆送信による公告（インターネットによる公告）を行うことを要しない」とされています。当該改正に伴う規約変更について、ご案内いたします。

規約の変更時期については、厚生労働省より、施行日以後、遅滞なく規約の変更を行う必要があるが、施行同時の規約変更まで求めるものではない、との回答を得ております。

今回は、10月26日に発行の年金NEWSにてご案内した事項に、一部補足を行っております。

【追補内容】

厚生労働省事務連絡に記載された規約例に則ると、代議員会や代議員の選挙にかかる事項についても、インターネットによる公告が前提となります。今回、代議員会や代議員の選挙に係る事項については従来どおりの扱いとする場合の規約例について、厚生労働省より示された内容をご案内します。

【当社総幹事基金様へのお願い】

- 基金様にて変更後の新旧対照条文と全文規約を作成された場合は、当社担当者まで都度ご連絡いただきますよう、お願いいたします。
- 貴基金と当社保管の規約において相違が起きないようにするため、ご協力ください。
- なお、当社に変更規約の作成を依頼される場合、通常の規約変更時と同様、お時間をいただく点、ご了承ください。

【内容】

- ＜別紙1＞解説資料 **※追補箇所あり**
- ＜別紙2＞規約の雛形 **※追補箇所あり**

＜参考＞

- ・「『国民年金基金令等の一部を改正する政令』及び『国民年金基金規則等の一部を改正する省令』の公布について（通知）」（年発1006第1号 令和5年10月6日）
- ・「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（年企発1006第2号）
- ・「『確定給付企業年金規約例』の一部改正について」（事務連絡 令和5年10月6日）

- ・2023年10月11日メルマガ「必要事項の公告の方法等に関する改正について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n384_nenkin_magazine_20231011.pdf

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp